

救護施設について



救護施設整備の目的

○生活に困窮された方が抱える課題の多様化や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気・雇用の悪化、孤立・孤独が社会的な問題になっています。

○こうした様々な事情により、日常生活を営むことが困難な方の自立を支援する救護施設の役割は、非常に重要です。

○また、救護施設を整備することで、SDGs（※）の基本理念である「誰一人取り残さない社会の実現」にもつながると考えています。

（※）持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。
平成27年（2015）年9月に国連で採択されました。

< 救護施設とは >

生活保護を受給している方のうち、
高齢や障害、そのほか何らかの課題（生きづらさ）により、日常生活を営むことが困難な方が利用する福祉施設です。

その人らしい豊かな生活の実現に向けて、日常生活や社会生活を送ることができるよう支援を行います。

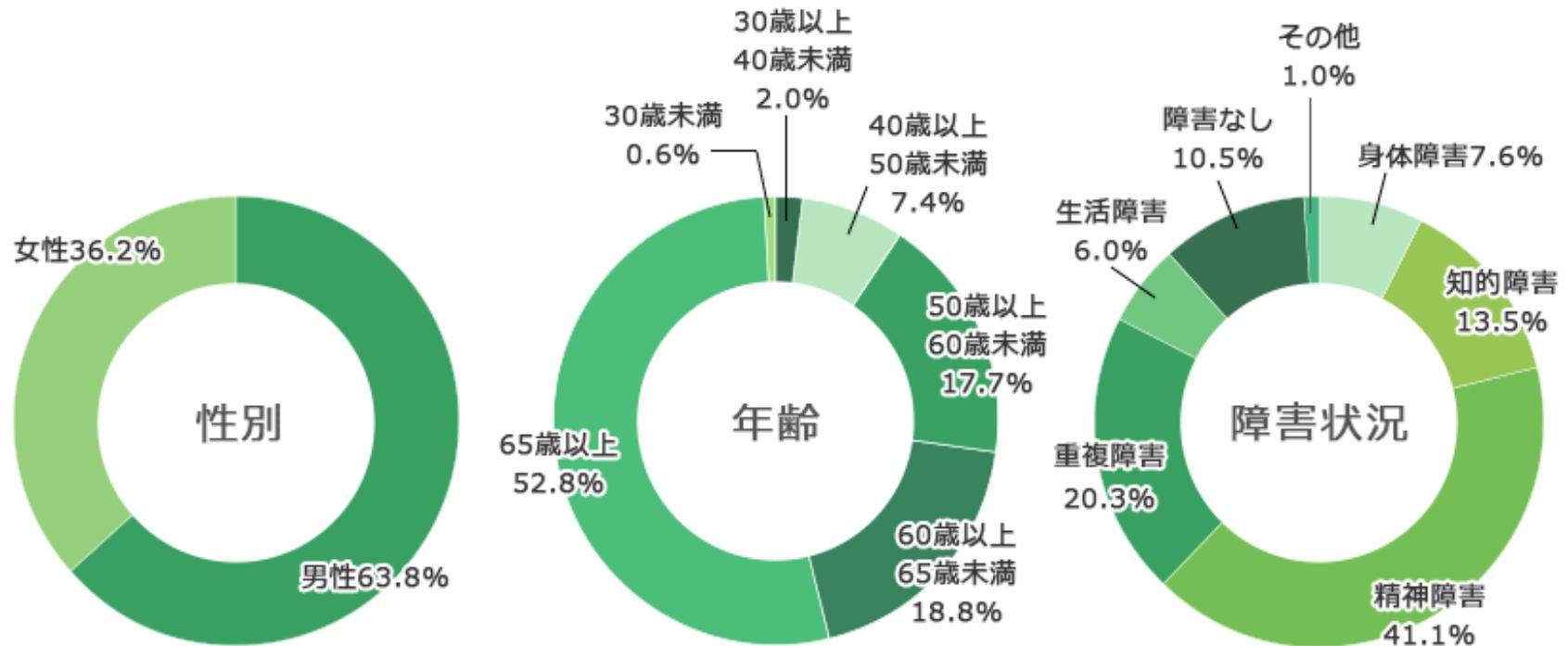
（生活保護法38条第2項）

救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

＜入所者の状況＞

日常生活を営むことが困難な方が入所する施設であり、高齢者の方、障害のある方が大半を占めています。

救護施設は“社会におけるセーフティネット”として、困窮されている方の命と生活を支えます。



※全国でおよそ17,000 人の方が利用されています。
（「平成28 年度全国救護施設実態調査報告書」より（平成28 年10 月1 日現在））

< 今回の整備予定地について >

醍醐地域におかれては、これまで長年にわたって、お年寄りから子どもまで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めてこられました。

中でも醍醐和光は、京都市醍醐和光寮の時代から70年近く、地域の皆様の温かい御理解のもと、市内の障害者福祉の中核施設として運営されています。

< 救護施設の概要 (1) >

(1) 定員

80名

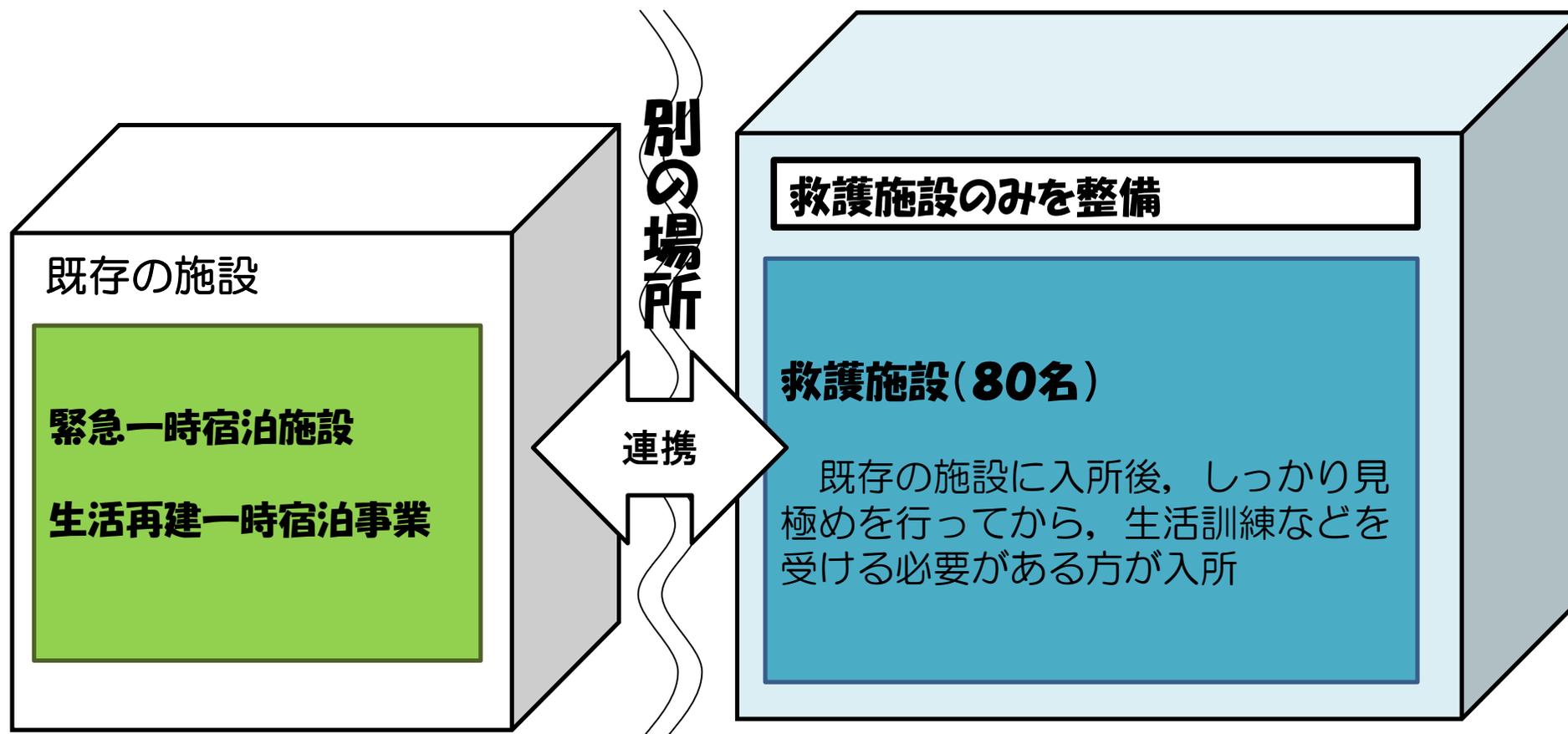
(2) 運営事業者

社会福祉法人 おおさかじきょうかん 大阪自彊館

< 救護施設の概要（2） >

別の地域にある，既存の緊急一時宿泊施設を活用し，相談支援のノウハウがある事業者がアセスメントを行った後，救護施設の入所につなげます。

また，福祉事務所と救護施設が連携を図りながら，入所の決定から退所に至るまでの支援を行います。



<入所から退所までの流れ>

日常生活を営むことが困難な方

福祉事務所（保健福祉センター）

<緊急一時宿泊施設>
施設の中で落ち着いて集団生活を送ることができるかなどを確認

面接・福祉事務所（保健福祉センター）による入所決定

救護施設
の入所が
必要かを
見極め

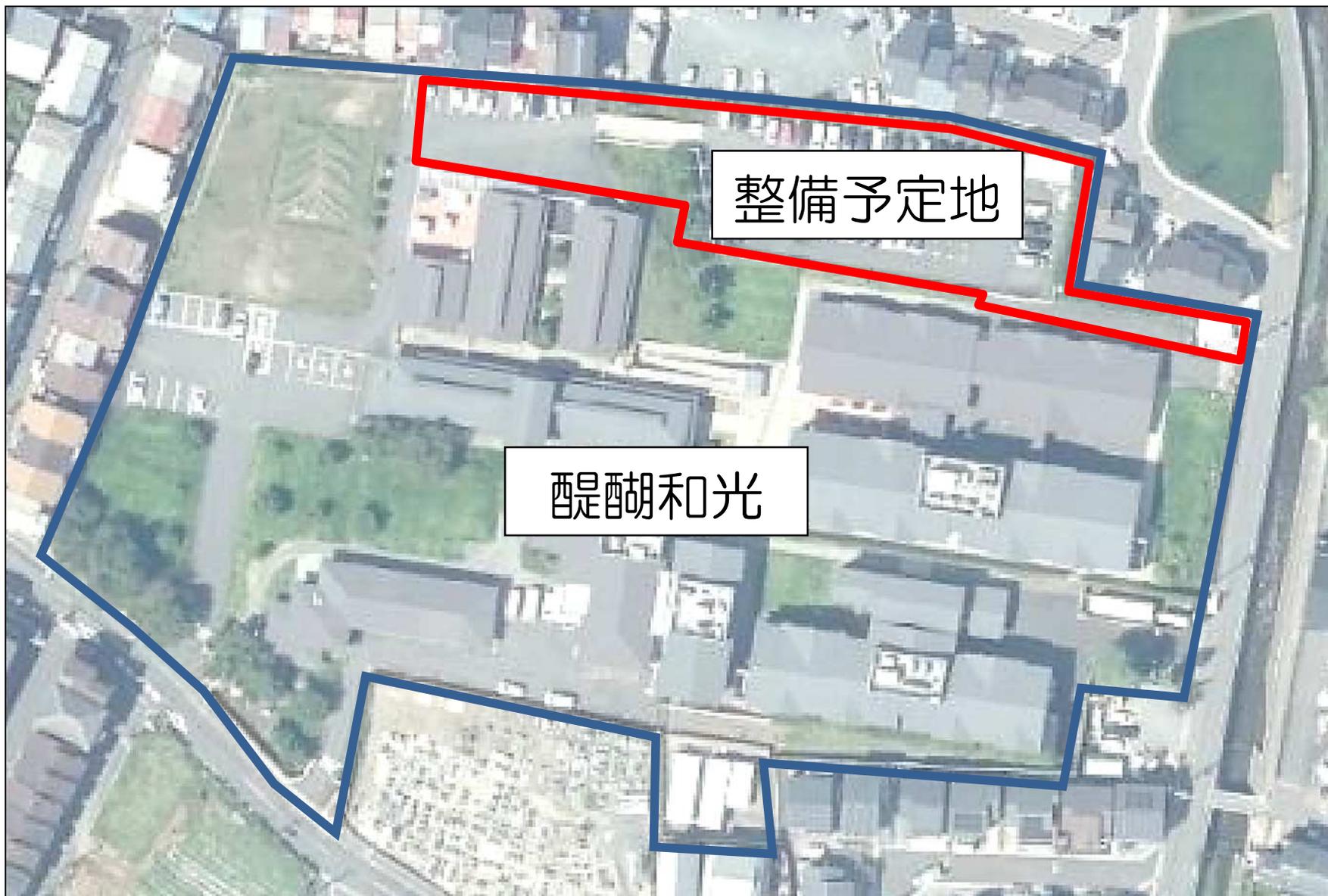
<救護施設>
・日常生活の支援 ・社会生活の支援 ・就労に向けた支援

居宅移行・社会復帰

他の福祉施設

医療機関

< 救護施設の概要 (3) >



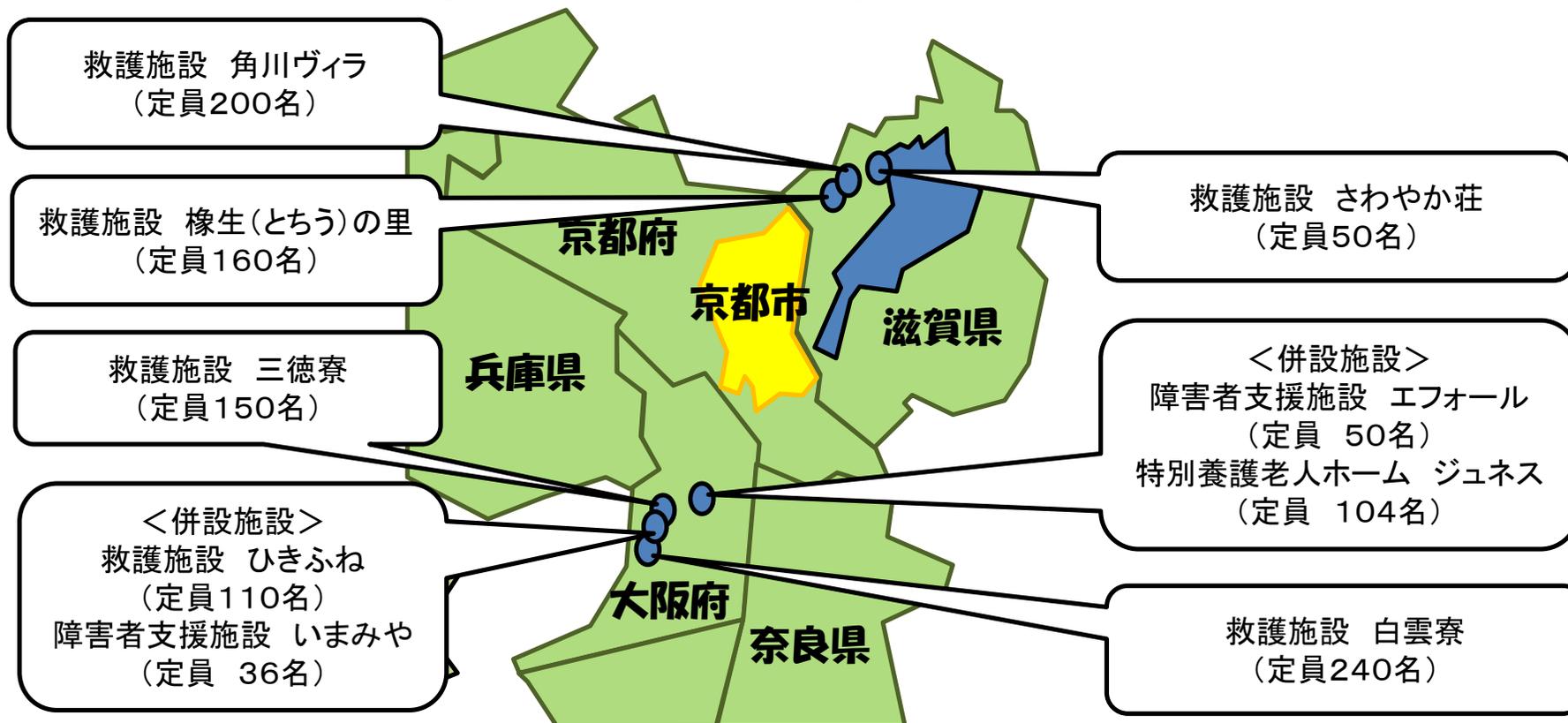
< 社会福祉法人 大阪白彊館（1） >

- 大阪市内及び滋賀県内において、救護施設を6箇所運営しています。
- 明治45年創立時以来、自ら進んで励みを怠らないことを意味する「自彊不息（じきょうやまらず）」の理念を掲げ、100年以上にわたる生活困窮者支援を行った実績があります。
- また、救護施設以外にも、特別養護老人ホームや障害者支援施設などを運営しています。

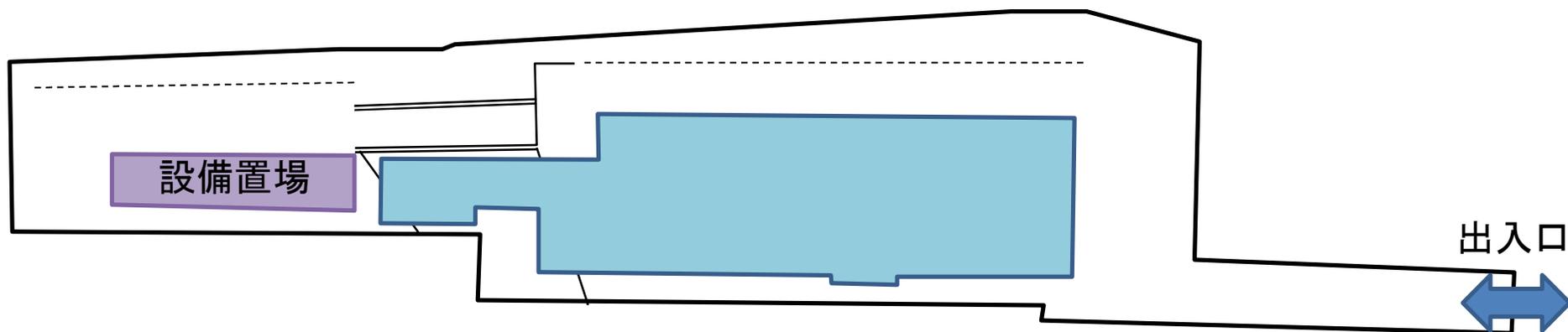
< 社会福祉法人 大阪自彊館 (2) >

事務所所在地	大阪市西成区天下茶屋一丁目3番17号
設立年月日	明治45年6月25日
従業員数	718人(令和3年12月時点)

< 社会福祉法人 大阪自彊館が運営している主な福祉施設 >



< 救護施設の整備イメージ >



< 施設の概要(案) >

階 数: 3階建て
構 造: 鉄骨造
建物面積: 約800m²

<入所者への支援>

<面接・支援計画の策定>

救護施設の入所理由は様々ですが、その方に応じた個別の支援計画を作り、自立に向けて支援します。



※写真の掲載について、ご本人の了解を得ています。

＜日常生活の支援＞
食事，入浴，排泄，着替え等
の介助だけでなく，服薬や金
銭の管理も行います。



＜社会生活の支援＞

日中活動を通じて、時間、生活習慣を身につけたり、他人と協調したり、コミュニケーションが取れるように支援します。



＜地域社会との交流＞

地域ボランティアの受け入れや災害応援活動等へ参加し，地域とコミュニケーションが取れる時間を大切にしています。



< 今後の説明会のスケジュール（案） >

時期（目安）	内 容
令和4年5月～	地域の皆様に『救護施設の運営等』について説明
令和4年秋頃	地域の皆様に『救護施設の工事概要』について説明

最後に

救護施設という枠組みを超えて、地域の皆様に貢献できる施設運営を行うとともに、新たに地域の一員として皆様とともに歩んでまいりたいと考えております。

今回の救護施設の整備及び運営に関して、御不安に感じられている方もいらっしゃるかと存じますが、御不安を解消できるよう、丁寧に説明し、誠心誠意取り組んでまいります。